海老名市空間放射線量率暫定基準值

- 1 暫定基準値 毎時0.23マイクロシーベルト
- 2 考え方

国が示す、福島原子力発電所の事故により増加した追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を、国が示す生活パターンを仮定し1時間当たりの空間放射線量率に換算する。また、市が測定に使用するシンチレーションサーベイメータ(富士電機株式会社製NHC7)は、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定される(宇宙線からの放射線はほとんど測定されない。)ことから、国が示す追加被ばく線量に大地からの放射線分を加え、次の積算方法により算出し、市の暫定基準値を毎時0.23マイクロシーベルトとする。

- 3 積算方法
 - (1) 追加被ばく線量 毎時0.19マイクロシーベルト
 - ※1日のうち、屋外に8時間、屋内(遮へい効果(0.4倍)のある木造家屋)に16時間滞在するという生活パターンを仮定)
 - ※単位 1ミリシーベルト=1,000マイクロシーベルト

(8時間+16時間×0.4)×365日=5.256時間

- 1,000マイクロシーベルト/5,256時間
- (2) 自然界からの放射線 毎時0.04マイクロシーベルト
 - ※大地からの放射線(平成23年8月26日付け文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」)年間0.38ミリシーベルト=年間380マイクロシーベルト
 - ※参考 宇宙からの放射線 年間0.29ミリシーベルト

年間380マイクロシーベルト/24時間×365日

(3) 暫定基準値 毎時0.23マイクロシーベルト

毎時0.19マイクロシーベルト+毎時0.04マイクロシーベルト